

京都市消防局訓令甲第2号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市火災予防規程の一部を次のように改正する。

平成26年8月1日

京都市消防局長 杉本 栄一

目次中「第3章 文化財（第45条～第54条）」を
「第3章 文化財（第45条
第3章の2 指定催しに
～第54条）
に係る防火管理等（第54条の2～第54条の4）」に改める。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 指定催しに係る防火管理等

（指定催しの指定等）

第54条の2 局長は、毎月1回以上、日を定めて開催される催しを条例第54条の10第1項の規定により指定催しとして指定するときは、当該催しが開催される日から1年を超えない範囲内で開催されるものを指定するものとする。

2 条例第54条の10第3項の規定による通知は、指定催しの指定通知書（第26号様式の2）により行うものとする。

3 局長は、指定催しが開催される日の14日前の日以後に前項の通知をするときは、指定催しの規模、火災予防上必要な業務の実施体制等を勘案して、計画を届け出なければならない日を定め、前項の通知書に記載するものとする。

（露店等管理者等に対する指導）

第54条の3 署長は、条例第54条の11第1項に規定する露店等管理者及び防火担当者に対し、同項に規定する計画の作成及び当該計画に基づく業務が適切に実施されるよう指導しなければならない。

2 署長は、多数の者が集合する催しのうち、対象火気器具等（令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。）を使用する露店等を開設する者に対し、必要に応じて、露店等の開設の状況の確認及び指導を実施するものとする。

（指定催しに係る講習）

第54条の4 条例第54条の12に規定する講習は、次に掲げる事項について実施するものとする。

- (1) 火気及び危険物の取扱い
- (2) 通報，初期消火，避難誘導等の初動活動
- (3) その他火災予防上必要な事項

2 前項の講習を受講した者は、受講した日から1年を経過する日までの間は、当該講習を受講したものとみなす。

別表第3(5)項イに掲げる防火対象物の項中第3号を次のように改める。

- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、第38条の4第1項の規定により表示マーク等を交付した防火対象物

別表第3(6)項イに掲げる防火対象物の項中第4号を次のように改める。

- (4) (1)及び(2)に掲げるもののほか、第38条の4第1項の規定により表示マーク等を交付した防火対象物

第26号様式の次に次の1様式を追加する。

第26号様式の2（第54条の2関係）

指定催しの指定通知書

様	発 消 第 号 年 月 日
	京都市消防局長 <div style="text-align: right;">印</div>

京都市火災予防条例第54条の10第1項の規定に基づき、次に掲げる屋外催しを指定催しとして指定したので通知します。	
屋外催しの名称	
期 間	
場 所	
特 記 事 項	

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(消防局予防部)